



ALLIANCEBERNSTEIN®

投資信託説明書(交付目論見書)
2025年5月30日

アライアンス・バーンスタイン ー アメリカン・インカム・ ポートフォリオ

米ドル建て クラスA2証券(資産成長型)
米ドル建て クラスAT証券(毎月分配型)

ルクセンブルグ籍/オープン・エンド
契約型外国投資信託/米ドル建て



管理会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル アライアンス・バーンスタイン・アメリカン・インカム・ポートフォリオ(以下「ファンド」といいます。)の資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を行います。 管理会社は、契約型または会社型投資信託の運用を行うことを事業の目的として、ルクセンブルグにおいて1990年7月31日に設立されました。2025年3月末日現在、管理会社の資本金の額は16,300,000ユーロ(約26億円)です。 2025年3月末日現在、管理会社は、契約型投資信託であるルクセンブルグ籍アンブレラ・ファンド4本ならびに会社型投資信託であるルクセンブルグ籍ファンド21本の管理および運用を行っています。 (注)ユーロの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年3月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=162.08円)によります。
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー 管理会社との間で締結した投資顧問契約に基づき、ファンドに関する投資顧問業務および日々の投資運用業務を行います。 投資顧問会社は、2025年3月末日現在、総額約7,845億米ドル(約117.3兆円)の資産を運用しています。 (注)米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年3月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=149.52円)によります。
保管受託銀行／ 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ 管理会社との間で締結した保管契約および管理契約に基づき、ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。
名義書換代行会社	アライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズ(管理会社の一部門です。) ファンドの受益証券の登録・名義書換事務代行業務を行います。
販売会社	販売会社については、下記の照会先にお問い合わせください。 アライアンス・バーンスタイン株式会社 販売会社照会フリーダイヤル(自動音声):0120-800-136 ホームページ: https://www.alliancebernstein.co.jp ファンドの発行する受益証券のうち米ドル建てクラスA2受益証券(資産成長型)(以下「米ドル建てクラスA2証券(資産成長型)」または「クラスA2証券」といいます。)および米ドル建てクラスAT受益証券(毎月分配型)(以下「米ドル建てクラスAT証券(毎月分配型)」または「クラスAT証券」といいます。)の日本における販売・買戻しの取次業務を行います。 (注)販売会社のほかに、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぐ業務等を行う販売・買戻取次会社を設けることがあります。以下、販売会社と併せて「販売取次会社」といいます。
代行協会員	アライアンス・バーンスタイン株式会社 ファンド証券の代行協会員としての業務を行います。

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、販売取次会社にご請求ください。当該販売取次会社を通じて請求目論見書を交付致します。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧に関する電子開示システム)で有価証券届出書等が開示されておりますので、ファンドの詳細内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

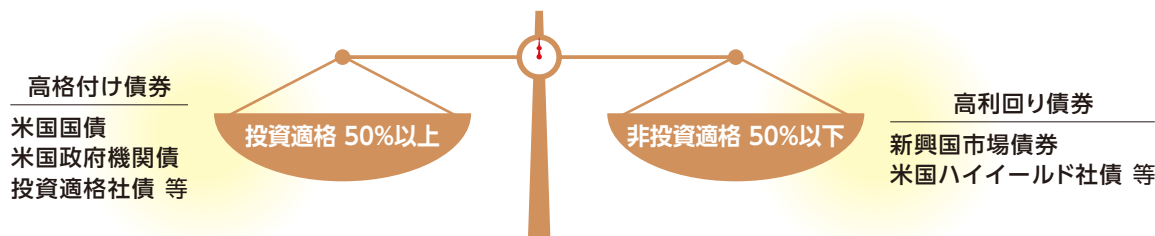
- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月28日に関東財務局長に提出しており、2025年3月16日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2025年5月30日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きの他に為替変動による影響を受けます。これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

ファンドの目的

分散された債券ポートフォリオに投資を行い、資産の保全を図りながら高いインカム収入の獲得を目指します。

ファンドの特色

1 幅広い種類の債券に分散投資を行います



※ 上記はあくまでもイメージ図です。

主な投資方針

- 米国政府証券、投資適格社債、ハイイールド債券、新興国債券など、幅広い種類の米ドル建て債券に投資します。
- 不動産担保証券 (MBS)、モーゲージ担保証券 (CMO) および保証付モーゲージ・パス・スルー証券等にも投資を行います。
- 組入資産のうち65%以上は米国の発行体が発行する証券とします。
- 原則、投資適格証券の組み入れは50%以上とします。
- 一定の市場環境において、組入資産の50%超を投資適格未満の証券に対して投資することができます。
- 組入資産の35%を上限として、新興国を含む米国以外の発行体の証券に投資することができます。
- 通常、B格相当を下回る証券への投資は行いません。
- さらにエクスポージャーの獲得、効率的なファンド運用および潜在的なリスクの軽減を図るため、金融デリバティブ商品を利用することができます。

投資方針および投資対象の詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

2 ファンドの運用はアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います

- アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは、グローバルなリサーチ体制を活用して運用を行います。

アライアンス・バーンスタイン (以下「AB」といいます。)※1について

- 資産運用業務で55年以上の歴史と経験
- 上場企業 (ニューヨーク証券取引所)※2としての信頼
- 世界の機関投資家・富裕層・個人投資家のニーズに応える幅広い商品群とサービス内容
- 385名のアナリストを擁する、業界屈指のリサーチ陣容
- 約4,350名の従業員



ALLIANCEBERNSTEIN®

ABは米国をはじめ世界26の国・地域、52都市に拠点を有し、総額約7,845億米ドル (約117.3兆円)※3の資産を運用しています。運用サービスには、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ等があり、それぞれにサービスに特化したチームが調査・運用を行います。

2025年3月末日現在

※1 アライアンス・バーンスタインおよびABには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその傘下の関連会社を含みます。

※2 アライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ピーのリミテッド・パートナーシップ持分がニューヨーク証券取引所に上場。

※3 米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年3月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=149.52円) によります。

出所: AB

③ 分配方針の異なる2つのクラスからお選びいただけます

- 分配方針の異なる「米ドル建てクラスA2証券（資産成長型）」と「米ドル建てクラスAT証券（毎月分配型）」の2つのクラスがあります。

クラス名	分配方針
米ドル建てクラスA2証券 （資産成長型）	現在のところ分配を行わない方針です。したがって、クラスA2証券に帰属する純収益および純実現利益は、クラスA2証券の純資産価額に反映されます。
米ドル建てクラスAT証券 （毎月分配型）	毎月分配を行うことを目指します。管理会社は、クラスAT証券に帰属する純収益に相当する金額について、毎月分配を宣言し、分配金の支払いを行う意向です。 管理会社の判断により分配を行わない場合があります。 ※上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

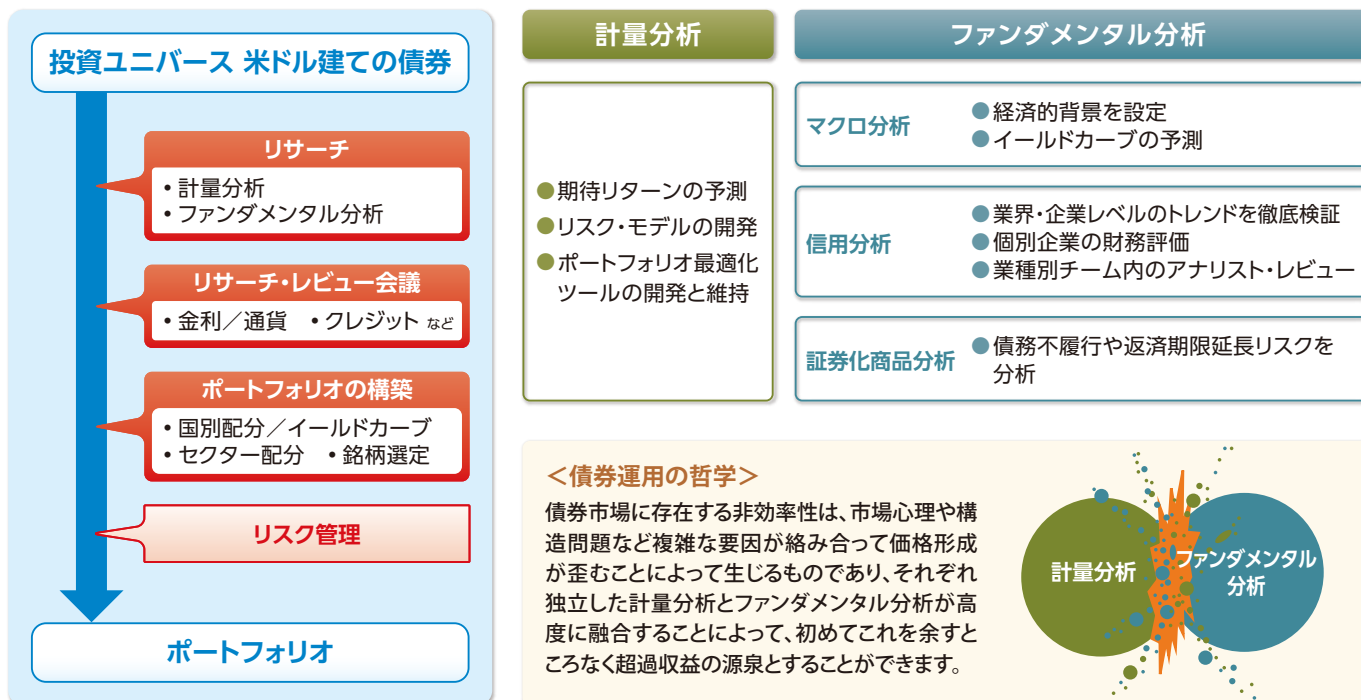
運用体制

◆ グローバルなリサーチ体制

ABの各拠点でリサーチを担当する債券専門家は、グローバルな視点と各担当地域に精通した知識を持ち、ポートフォリオ構築において大きな役割を果たしています。

◆ 運用プロセス

計量分析とファンダメンタル分析を融合した独自のアプローチにより、運用を行います。2つの分析手法を組み合わせることで、高い確信度をもって投資対象を絞り込み、最も効果的な債券の組み合わせを見極めてポートフォリオの構築を行います。



上記の運用プロセスは、今後変更になる場合があります。

■ 収益分配金に関する留意事項

■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から宣言されることにより支払われますので、分配が宣言されると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配が宣言されるイメージ



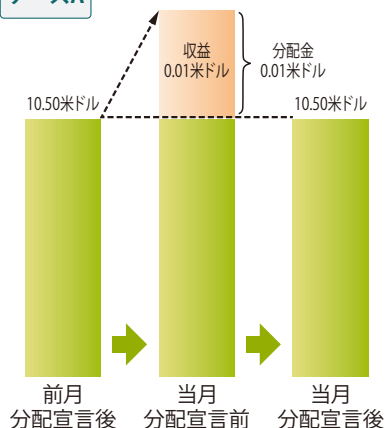
■ 分配は、発生した収益（純利益および純実現益）を超えて宣言される場合があります。その場合、分配宣言後の1口当たり純資産価格は前月の分配宣言後の1口当たり純資産価格と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。

※クラスAT証券については、管理会社は、分配を毎月宣言し、分配金を毎月支払う予定です。

投資者に対する分配金は、毎月第3営業日以降に支払われる予定です。

発生した収益の中から分配を宣言する場合

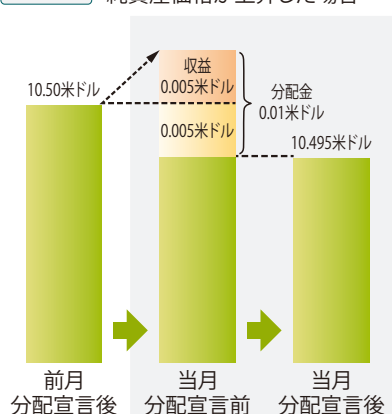
ケースA



発生した収益を超えて分配を宣言する場合

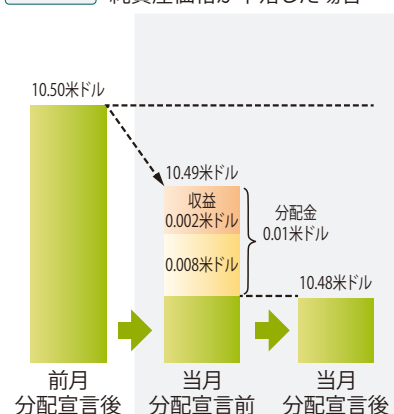
ケースB

前月分配宣言後より1口当たり純資産価格が上昇した場合



ケースC

前月分配宣言後より1口当たり純資産価格が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上図のそれぞれのケースにおいて、前月分配宣言後から当月分配宣言後まで保有した場合の損益を見ると、以下のとおりとなります。

ケースA：分配金0.01米ドル＋前月分配宣言後と当月分配宣言後との1口当たり純資産価格の差0米ドル＝0.01米ドル

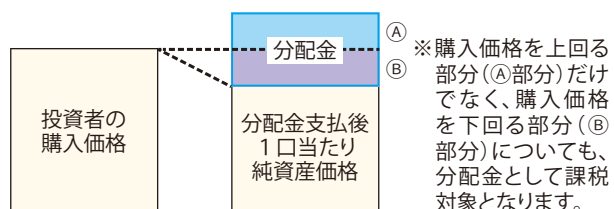
ケースB：分配金0.01米ドル＋前月分配宣言後と当月分配宣言後との1口当たり純資産価格の差▲0.005米ドル＝0.005米ドル

ケースC：分配金0.01米ドル＋前月分配宣言後と当月分配宣言後との1口当たり純資産価格の差▲0.02米ドル＝▲0.01米ドル

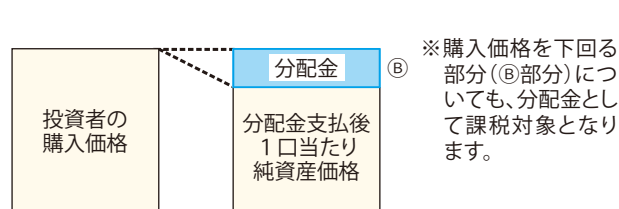
★A、B、C、のケースにおいては、分配金はすべて同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金」と「ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

■ 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、毎月の分配金の支払により、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合においても、元本の一部払戻しに相当する部分は、分配金として課税対象となります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(注) 分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

■受益証券1口当たり純資産価格の変動要因

ファンドは、その受益証券1口当たり純資産価格が、組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けて下落または上昇することがある外国投資信託であり、元本保証のない金融商品です。それゆえ、ファンドへの投資により、損失を被ることがあり、投資金のすべてを失うこともあります。ファンドは元本が保証されている商品ではありません。投資信託は預貯金と異なります。ファンドへの投資には市場リスク、金利リスクおよび為替変動リスクならびに当該証券への投資に伴うその他のリスクが伴い、ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

(リスク・プロファイル)

ファンドは、金融デリバティブ商品を利用します。ファンドは、バリュー・アット・リスク・アプローチを用います。

ファンドが投資する債券は、当該債券を発行する民間および公的機関の信用リスクを負っており、その時価は金利の変動により影響を受けます。ファンドの投資する債券は投資適格水準を下回ることがあるため、ファンドは、投資適格または同等の水準の債券のみに投資するファンドの場合よりも、高いリスクを負うことになります。非投資適格証券はまた、元利金を失うリスクがより高く、一般に、流動性がより少なくかつより不安定です。

(リスク要因)

ファンドの主なリスク要因は、以下のとおりです。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

カントリー・リスク

ファンドは、様々な国および地域に所在する発行体の証券に投資することができます。

各国の経済は、国内総生産または国民総生産の成長、インフレ率、資本金の再投資、資源の自給自足および国際収支ポジション等の点において、有利・不利にかかわらず各々異なります。一般の発行体は、インサイダー取引規則、市場操作に関する制限、株主委任状要件および情報の適時の開示等の事項につき、様々な程度の規制を受けます。発行体の報告、会計および監査基準が、重要な点について国家間で著しく異なること等があります。

国有化、収用もしくは没収による課税、通貨ブロック、政変、政府規制、政治的もしくは社会的不安定または外交上の展開により、ある国の経済または当該国へのファンドの投資が悪影響を蒙ることもあります。

流動性リスク

流動性リスクは、証券の種類、売却に対する制限および市況を含む様々な要因により発生します。

流動性リスクは、ファンドが必要な期間内に買戻請求に応じる能力、現金を調達する能力、および／または、収益を分配する能力にも影響を及ぼすことがあります。

市場リスク

多くの証券の価格および利回りは、広範囲にわたる要因に基づき、頻繁に、時として大きなボラティリティを伴って変動し、また下落する可能性があります。

デリバティブ・リスク

ファンドはデリバティブを利用することができますが、これは、その価値が裏付けとなる資産、参照レートまたは指数の価値に依拠または由来する金融契約です。

投資顧問会社は、時に、他のリスクの軽減を企図する戦略の一環としてデリバティブを利用します。しかしながら、概して、ファンドは、収益を得るため、利回りを向上させかつ組入証券をさらに分散させるための直接的投資としてもデリバティブを利用することがあります。取引の相手方の信用リスク等のその他のリスクに加え、デリバティブはプライシングおよび評価が困難となるリスク、ならびにデリバティブの価値の変動が関係する裏付け資産、レートまたは指数と完全に連動しないことがあるリスクを伴っています。

債券および金利

債券に対するファンドの投資の価値は、一般的金利水準の変動につれて変化します。金利低下局面では債券の価格は一般に値上がりするものの、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には組入証券の価格は金利とともに下落することがあります。反対に、金利上昇局面では債券の価格は一般に値下がります。金利の変動は、満期までの期間およびデュレーションが短い債券に比べ、これらがより長期である債券により大きな影響を及ぼします。

信用リスク-ソブリン債

ソブリン債に投資することにより、ファンドは、様々な国の政治、社会および経済の変動の直接的または間接的結果にさらされます。ある国の政変において、当該国の政府の債務の適時支払を実行または準備しようとする積極的対応に影響することがあります。特にインフレ率、対外債務の額および国内総生産に反映される国家の経済状態はまた、政府の債務返済能力に影響を及ぼします。

ファンドのリスク要因は上記のものに限られません。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

■その他の留意点

投資者によるファンドの買付に、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■リスクの管理体制

管理会社は、ファンドにおけるポジションのリスクおよびファンドの総合的なリスク要因の影響力を監視・測定することができるリスク管理方法を採用し、また投資顧問会社がこのようなリスク管理方法を採用することを確保します。投資顧問会社内においては、ポートフォリオ運用チームがそれぞれの関連するポートフォリオ内のリスク管理について一次的な責任を有しておりますが、その一方で、投資顧問会社には、広範な内部調査および評価の一環として、ポートフォリオ運用機能からは独立した監視を行う複数のチームが存在します。かかる独立したチームには、以下のものがあります。

コンプライアンス部門	内部に定められているポートフォリオ運用指針およびその他の指針ならびに適用ある法令の遵守の確保を追求します。
リスク管理部門	信用リスクおよび取引相手方リスクを含む業務リスク等を監視・評価することを追求します。
内部監査部門	特に、投資顧問会社の社内規程および手続の遵守を評価します。

■ベンチマーク

ファンドのベンチマークはブルームバーグ米国総合債券インデックスです。ファンドは、パフォーマンスの比較にベンチマークを使用します。ファンドはアクティブ運用されており、投資顧問会社はファンドの投資戦略を実行する際、当該ベンチマークに制約されません。ファンドは、一定の市況において、投資顧問会社の全面的な裁量に基づき、当該ベンチマークの構成銘柄の相当部分を保有することができますが、当該ベンチマークのすべての構成銘柄を保有するわけではなく、また、構成銘柄の一部ではない証券を保有することもできます。

■デリバティブ取引のリスク管理

ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的外の目的でデリバティブを利用しています。ファンドのデリバティブについて、UCITS（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）にかかる欧州連合指令への準拠に基づくリスク管理方法を採用しています。

参考情報

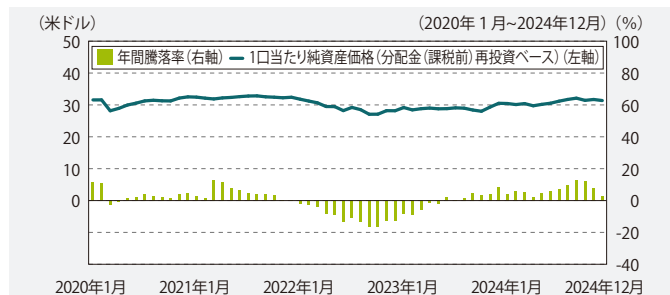
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの1口当たり

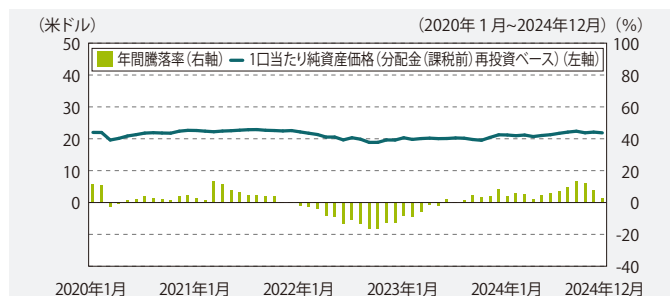
純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)・年間騰落率の推移

2020年1月から2024年12月の5年間に於けるファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)(毎月末時点)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

米ドル建てクラスA2証券(資産成長型)



米ドル建てクラスAT証券(毎月分配型)



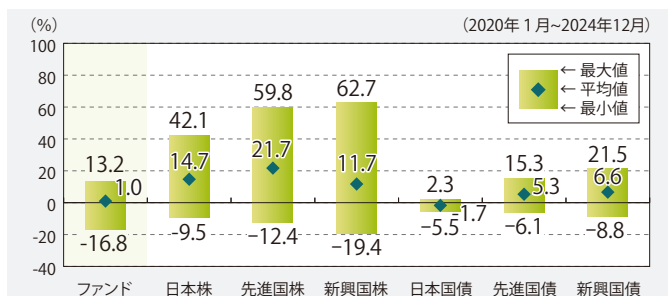
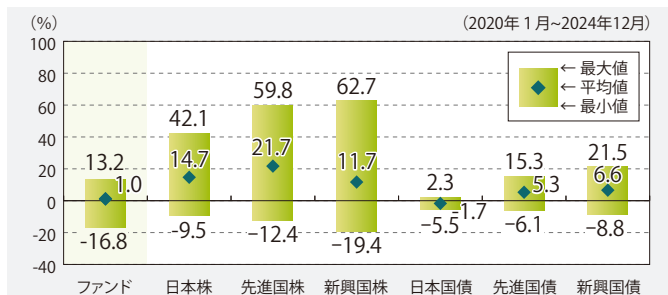
- 1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※米ドル建てクラスA2証券(資産成長型)は設定以来、本書の日付現在時点まで分配を行っていないため、「1口当たり純資産価格」の値となります。

ファンドと他の代表的な

資産クラスとの年間騰落率の比較

2020年1月から2024年12月の5年間に於ける年間騰落率(毎月末時点)の平均と振幅を、ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



- 上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記グラフは、代表的な資産クラスについては2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- ファンド(米ドル建てクラスAT証券(毎月分配型))の騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算した騰落率であり、実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、ファンドの表示通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

*各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、円貨に為替換算しております。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

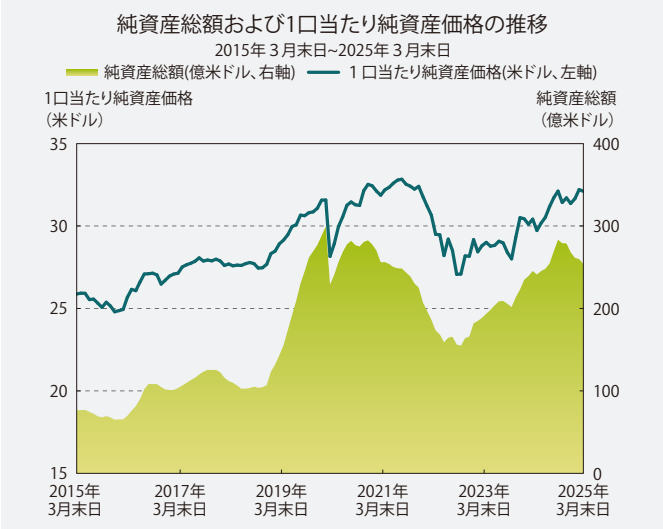
※ 過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※ 金額および比率を表示する場合には、四捨五入しております。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

● 純資産の推移

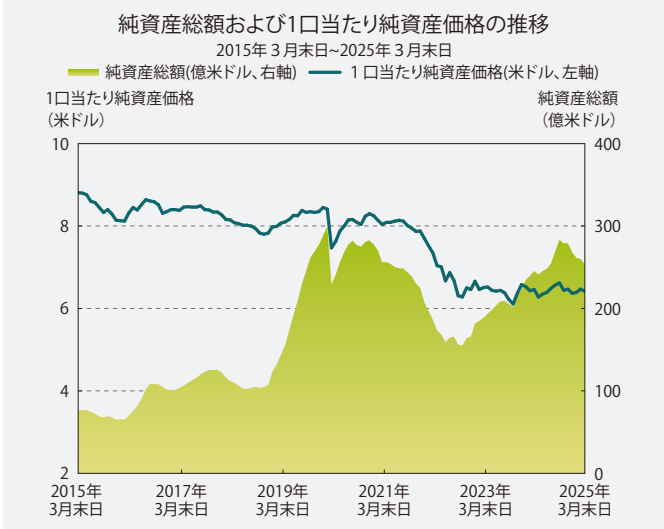
1口当たり純資産価格	米ドル建てクラスA2証券（資産成長型）	32.11米ドル
	米ドル建てクラスAT証券（毎月分配型）	6.42米ドル
純資産総額	25,382,771,658米ドル	

※2025年 3 月末日現在
※純資産の総額は、下記の純資産総額の推移のグラフを含め、ファンドのすべてのクラスの純資産額の総額です。

米ドル建てクラスA2証券（資産成長型）



米ドル建てクラスAT証券（毎月分配型）



● 分配の推移（税引前・1口当たり）

米ドル建てクラスA2証券（資産成長型）

該当事項ありません。

米ドル建てクラスAT証券（毎月分配型）

会計年度 (年度末)	第28会計年度 (2020年8月末日)	第29会計年度 (2021年8月末日)	第30会計年度 (2022年8月末日)	第31会計年度 (2023年8月末日)	第32会計年度 (2024年8月末日)
分配金 (米ドル)	0.4212	0.3960	0.3960	0.3960	0.3960

● 主要な資産の状況

〈債券〉 (2025年 3 月末日現在)

順位	銘柄名	国名	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	投資比率 (%)
1	U.S. Treasury Bonds	アメリカ合衆国	債券	6.250	2030/5/15	3.24
2	U.S. Treasury Notes	アメリカ合衆国	債券	4.125	2028/7/31	2.24
3	Government National Mortgage Association, Series 2025	アメリカ合衆国	債券	5.500	2055/3/20	1.80
4	Federal National Mortgage Association	アメリカ合衆国	債券	6.625	2030/11/15	1.59
5	Government National Mortgage Association, Series 2025	アメリカ合衆国	債券	5.000	2055/1/20	1.51
6	U.S. Treasury Bonds	アメリカ合衆国	債券	6.125	2027/11/15	1.43
7	U.S. Treasury Notes	アメリカ合衆国	債券	4.875	2028/10/31	1.15
8	U.S. Treasury Bonds	アメリカ合衆国	債券	6.125	2029/8/15	1.12
9	U.S. Treasury Notes	アメリカ合衆国	債券	4.625	2028/9/30	1.01

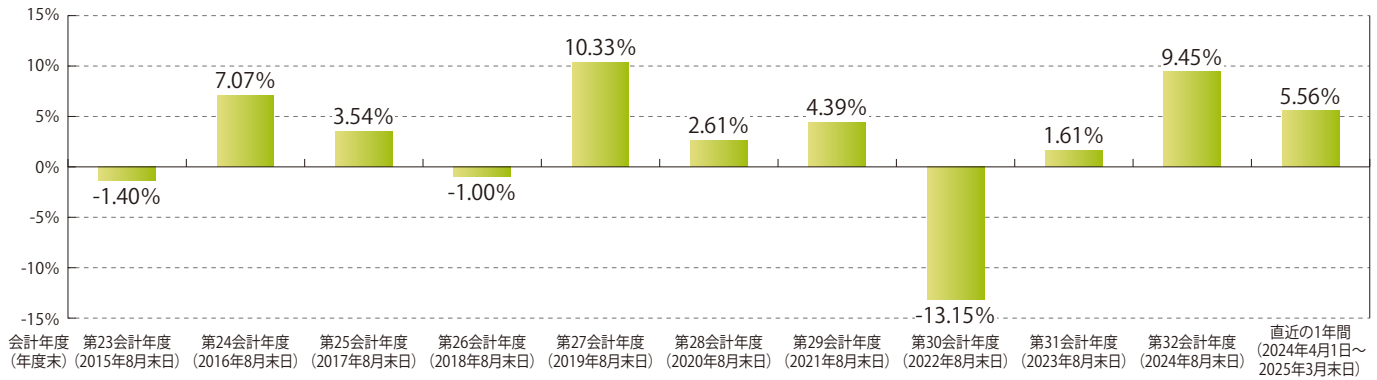
(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

〈投資信託〉 (2025年 3 月末日現在)

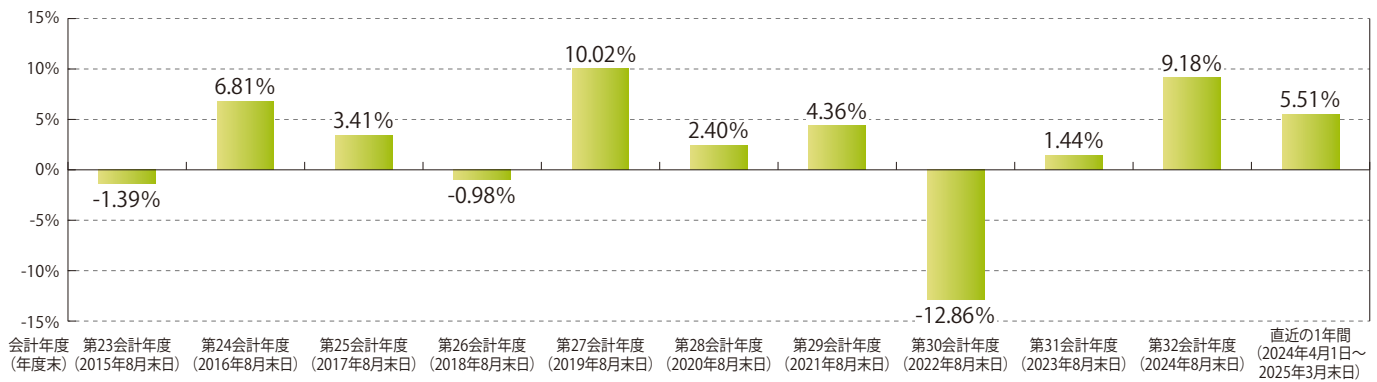
順位	銘柄名	国名	口数	取得価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
1	AB SICAV I - Asia Income Opportunities Portfolio - Class ZT	ルクセンブルグ	2,801,175	106.43	298,130,964	83.02	232,553,526	0.92

● 収益率の推移

米ドル建てクラスA2証券(資産成長型)



米ドル建てクラスAT証券(毎月分配型)



(注) ファンド証券の収益率は、分配金の各会計年度末(または直近1年間の期間末)における累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。

収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末(または直近1年間の期間末)の1口当たり純資産価格(当該会計年度(または当該期間)の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末(または当該期間の直前の日)の1口当たり純資産価格(分配前の額)

■お申込みメモ

購入の申込期間	2025年3月16日(日曜日)から2026年2月27日(金曜日)まで (上記期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。) ※申込みは、ファンド営業日でかつ販売取扱会社の営業日に限られます。「 ファンド営業日 」とは、ルクセンブルグにおける銀行の営業日で、かつニューヨーク証券取引所の営業日である各日をいいます。 ※ただし、受渡日(申込日から5営業日目)がニューヨークもしくはルクセンブルグにおける銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日のいずれかに該当する場合には、申込みの取扱いが行われない場合があります。その他、代行協会員の判断により、申込みを受付けないことがあります。
購入(申込) 価格	管理会社が申込みを受領したファンド営業日の1口当たり純資産価格
購入(申込) 単位	申込単位は、販売会社が独自に定めます。 ※詳細については、販売会社にお問い合わせください。
購入(申込) 代金	申込代金は、約定日から起算して4国内営業日目までにお支払いください。 ※ここでの「 約定日 」とは、販売取扱会社が注文の成立を確認した日(通常、申込受付日の日本における翌営業日)をいいます。 ※申込代金は、円貨または米ドル貨によってお支払いできます。円貨による支払いの場合には、米ドル貨への換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。
換金(買戻) 日	ファンド営業日でかつ販売取扱会社の営業日に、販売取扱会社を通じ、管理会社に対してファンド証券の買戻しを請求することができます。 ※ただし、受渡日(買戻日から5営業日目)がニューヨークもしくはルクセンブルグにおける銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日のいずれかに該当する場合には、買戻しの取扱いが行われない場合があります。その他、代行協会員が必要と認める場合には、買戻しを受付けないことがあります。
換金(買戻) 価格	管理会社が買戻請求を受領したファンド営業日に計算される1口当たり純資産価格
換金(買戻) 単位	買戻単位は、販売会社が独自に定めます。 ※詳細については、販売会社にお問い合わせください。
換金(買戻) 代金	買戻代金は、約定日から起算して4国内営業日目にお渡し致します。 ※ここでの「 約定日 」とは、販売取扱会社が買戻請求の成立を確認した日をいいます。 ※買戻代金は、「外国証券取引口座約款」またはその他所定の約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて円貨で、または販売取扱会社が応じ得る場合は米ドル貨で、お支払い致します。
購入(申込) および 換金(買戻) 受付時間	受付時間については、販売会社にお問い合わせください。
換金(買戻) 制限	クローズド期間はありません。 管理会社は、一取引日にファンドまたはファンド証券の10%を超える買戻請求を受領した場合に、かかる取引日の受益証券の買戻しを制限することができます。

購入・換金(買戻)の受付の中止および取消し	管理会社は、次の場合には、ファンド証券の1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止することができます。その結果として、ファンド証券の発行および買戻しを一時的に停止することができます。 (イ)ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する証券取引所、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する外国為替市場が、通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限・停止した場合。 (ロ)政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行することができない場合。 (ハ)ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。 (ニ)為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。
償還日	ファンドの存続期間は無期限です。 ※ただし、管理会社は、ファンドをいつでも解散させることができます。
決算日	ファンドの決算期は毎年8月31日です。
信託金の限度額	ファンドの信託金には制限はありません。
収益分配	収益分配については、2頁の「3」をご参照ください。
運用報告書	管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了(毎年8月31日)後遅滞なく、交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。 交付運用報告書は、日本の知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付され、運用報告書(全体版)は、代行協会員のホームページにおいて提供されます。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。 ※ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」またはその他所定の約款を投資者に交付し、投資者はこれらの約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

過度の売買および短期売買に関する方針および手続

長期保有の受益者の利益を保護する目的で、管理会社は、過度の売買もしくは短期売買行為と判断される受益証券の購入申込みを、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消しする場合があります。管理会社は、代理人を通じて、受益証券の過度の売買または短期売買を発見し、防止するためのモニタリングを導入しています。また、代行協会員の判断により、申込みを受付けないことがあります。これらの詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

■ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入(申込)手数料	購入(申込)手数料は、申込日の1口当たり純資産価格に、 <u>5.5% (税抜5.0%)</u> を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 購入(申込)手数料は、ファンド証券の購入に関して、販売取扱会社により提供される販売業務の対価として、購入時に頂戴するものです。 ※詳細については、販売会社にお問い合わせください。
換金(買戻し)手数料	換金(買戻し)手数料はありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用 ^(注)			
手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
管理報酬	(管理会社が一括受領し、その中から主に以下の関係法人に対し報酬が支払われます。)		ファンド証券の日々の純資産総額の平均額の年率1.10% (管理報酬には、投資顧問報酬、販売取扱報酬、代行協会員報酬が含まれます。)
	投資顧問会社	ファンド資産の投資運用業務	
	販売取扱会社	口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等	
	代行協会員	ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および目論見書・運用報告書等の各種書類の配布等の業務	
管理会社報酬	管理会社	ルクセンブルグのファンド運営および主要な管理に関して提供される業務	ファンド証券の日々の純資産総額の平均額の年率0.10%
保管報酬	保管受託銀行	ファンド資産の保管業務	管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬は、ルクセンブルグの一般的な慣行に従い、ファンドの資産から支払われます。当該報酬は、資産ベースの報酬と取引費用の組み合わせです。管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬はファンドの純資産総額に基づいて計算される年率1.00%を上限とする額とします。 (保管報酬には、別途請求される取引銀行費用、その他税金、仲介手数料(もしあれば)および借入利息は含まれません。)
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	管理事務代行業務	
名義書換代行報酬	名義書換代行会社	登録・名義書換代行業務	
その他費用・手数料	その他費用として、ファンドの運営・管理・取引費用、ファンドの資産および収益に課せられる税金(ファンドの純資産総額に対して課せられる年率0.05%の年次税がありますが、これに限られません。)、監査報酬、弁護士報酬、以上に類似するその他すべての管理費用等を、ファンドより間接的にご負担いただいております。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

(注) 投資者が一会計年度に負担する報酬および費用の総額は、クラスA2証券およびクラスAT証券にそれぞれ帰属するファンドの平均純資産総額に対する年率1.5%を上限とし、その上限率を超える報酬および費用^{*}は、管理会社が自発的に負担します。
※ルクセンブルグ年次税以外の税金、仲介手数料および借入利息は含まれません。

※上記費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(買戻)時および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税 換金(買戻)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 源泉徴収税率は、2037年12月末日までは20.315% (所得税15.315%、住民税 5 %) ですが、2038年 1 月 1 日以後は20% (所得税15%、住民税 5 %) の税率が適用されます。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 上記は、本書作成日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





